

うきは市立福富小学校いじめ防止基本方針

《福富小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「福富小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

《いじめの防止》

- 4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

①命の大切さを学ぶ道德の時間の充実に努めます。

○年間カリキュラムに基づいて、命の大切さについて考える指導を行っていきます。

○ボランティア活動等の体験を生かした道德指導を進めます。

②命を大切にすることを育む体験活動の充実に努めます。

○飼育活動等、生き物とのふれ合いを通して、生命尊重の精神を培います。

○栽培活動で、生物の成長の様子を観察することを通して、生物の生命に対する畏敬の念を培います。

③学級活動の充実に努めます。

○望ましい人間関係に育まれた学級集団づくりを目指します。

・低学年では仲良く助け合おうとする学級集団づくりを目指します。

・中学年では協力し合おうとする学級集団づくりを目指します。

・高学年では信頼し支え合おうとする学級集団づくりを目指します。

○児童一人ひとりが自己肯定感、自己有用感を実感できるよう、一人ひとりのよさを引き出し、互いによさを認め合う指導を行います。

④校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施します。

○7月（同和問題啓発強調月間）、12月（人権週間）の全校朝会で人権に関わって、命の大切さについての話を行う他、機会ある毎に話をしていきます。

- ⑤人間関係をつくる教育活動を推進します。
 - 異学年間の交流を積極的に行います。
 - ・なかよし班（縦割り班）による活動を積極的に行います。
 - ・近接学年間の交流を進めます。
 - ・ピアサポート活動（お世話活動）を積極的に取り組みます。
- ⑥いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施します。
 - 年度当初に、学級の児童の実態やいじめを発生させないための対策等について、全職員で共通理解を図り、指導に当たっていきます。

《いじめの早期発見》

5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には以下の取組を実施します。

- ①「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修を実施し、いじめの早期発見、早期対応の体制づくりを行います。
 - 「いじめの早期発見・早期対応マニュアル」を作成します。
- ②月1回いじめアンケート等を実施し、いじめの早期発見に努めます。いじめに繋がると見られる状況があった場合、関係児童への事情聴取、事実の確認を行い、「校内いじめ問題対策委員会」で協議しながら、早期解決に向けた対応を進めていきます。
 - マニュアルに沿って対応をしていきます。
- ③定期的（6月、10月、2月）に教育相談活動を実施し、いじめの実態の有無、児童の心配事、悩み事等の聞き取りを行い、いじめの早期発見に努めていきます。
- ④休憩時間等で、児童の様子についての情報交換を行い、いじめの早期発見に生かしていきます。
- ⑤相談・通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告します。
 - マニュアルに沿って対応をしていきます。

《いじめへの対処》

6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ①「校内いじめ問題対策委員会」を組織し、月1回開催します。いじめの発見・通報を受けた場合は委員会を中心に速やかに対処します。
 - マニュアルに沿って対応をしていきます。
- ②被害児童の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応を講じます。
 - 被害児童が精神的不安を訴えた場合、カウンセラーによるカウンセリングを行い、精神の安定に努めます。
 - いじめが深刻で、被害児童の権利利益を擁護する必要があると思われる場合、教育委員会へ相談の上、区域外通学や別室指導等の措置を講じていきます。

- ③いじめを行った児童に対しては指導の徹底を図り、経過観察・指導等を通して、再発防止に努めます。なお、指導・経過観察後もいじめ等を繰り返し行い、行動に改善が見られないと判断される場合、教育委員会とも協議の上、出席停止等の措置を講じることも考えます。
- ④学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決に努めます。

《学校・家庭・地域と連携した取組》

7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ①いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布します。
- ②ネット上のいじめに関する内容の周知を図ります。
 - ネット上のいじめに関する内容の家庭用リーフレットを配布します。
 - 保護者を対象とした「ネットによる誹謗中傷、いじめ等防止」に関する講演会を開催します。
- ③県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組を推進します。
 - 6月、10月に家庭へ「いじめチェックリスト」を配布し、家庭での子どもの様子をチェックすることで、いじめの早期発見に生かしていきます。

《組織の設置》

8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、以下の取組を実施します。

- ①スクールカウンセラーが入る「校内いじめ問題対策委員会」を学期に1回開催します。
- ②「校内いじめ問題対策委員会」において、学期ごとの基本方針の実施状況の評価、点検を実施します。